

証券コード3778

2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目12番12号

さくらインターネット株式会社

代表取締役社長兼  
最高経営責任者

田 中 邦 裕

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、「ハイブリッド出席型株主総会」として開催いたします。本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、後記のインターネット等の手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくことができます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネット等若しくは郵送による事前の議決権行使又はバーチャル出席をご活用いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

本年も、**ご来場株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。**ご理解のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁及び同封のリーフレットのご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時までには議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 「鳳凰」

※日時及び場所につきましては、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化により、変更となる可能性がございます。その場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.sakura.ad.jp/ir/>）で変更後の日時及び場所につきお知らせしますので、株主様におかれましては、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

※バーチャル出席をご希望の株主様は、5～10頁の「ハイブリッド出席型株主総会におけるバーチャル出席方法のご案内」をご参照ください。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役8名選任の件
- 第4号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

- ◎代表取締役を除く取締役及び監査役は、インターネット会議システムを利用して遠隔地より出席させていただきます。
- ◎当社役職員は軽装にて参加させていただきます。
- ◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎従前、株主総会後に実施してございました事業説明会は実施いたしません。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.sakura.ad.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.sakura.ad.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主様へのお願い

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・インターネット等若しくは郵送による事前の議決権行使又はバーチャル出席をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスクの持参・着用や手指の消毒など、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。（会場に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。）

# インターネット等又は郵送による議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使

### (1) 「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード（※1）をスマートフォン等（※2）にて読み取ります。
- ②当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスし、案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法にてご対応ください。

### (2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)へアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、案内に従って賛否をご入力ください。

### (3) お問い合わせ先について

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等のご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

**お問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く9:00~21:00）**

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されている必要があります。

## 2. 議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、本総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 3. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シートをお使いいただけます。

※郵送による事前の議決権行使をされる場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「議決権行使個数」を、必ずお手元にお控えください。バーチャル出席される際に必要となります。

## 4. 議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時

## 5. その他

- (1) インターネット等と郵送の双方で議決権を行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回議決権を行使いただいた場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (2) インターネット等の接続及び利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (3) インターネット等による議決権行使は、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- (4) なお、インターネット等又は郵送による事前の議決権行使をしたうえで、5頁以下に記載の「バーチャル出席」をして議決権を行使した場合等の取扱いについては、7頁をご参照ください。

## ハイブリッド出席型株主総会におけるバーチャル出席方法のご案内

### 1. ハイブリッド出席型株主総会（バーチャル出席）とは

ハイブリッド出席型株主総会とは、取締役や株主様等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会である「リアル株主総会」への出席に加え、リアル株主総会の開催場所にご来場いただいていない株主様が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」（以下「バーチャル出席」といいます。）をしていただくことができる株主総会です。

本総会は、ハイブリッド出席型株主総会として開催いたしますので、「バーチャル出席」される株主様（以下「バーチャル出席株主様」といいます。）は、開催日当日にリアル株主総会の会場にてご出席いただく場合（以下「会場出席」といい、会場出席される株主様を「会場出席株主様」といいます。）と同様、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。バーチャル出席では、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことが可能となるとともに、ご質問及び議決権行使の機会がございます。

もっとも、システムや議事進行等の都合上、会場出席株主様と完全に同じ取扱いをさせていただくことが難しいことをご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 2. バーチャル出席の方法（システムへのアクセス・ログイン方法）等

#### (1) ご出席方法

※本総会当日の午前9時頃からログイン可能となる予定です。

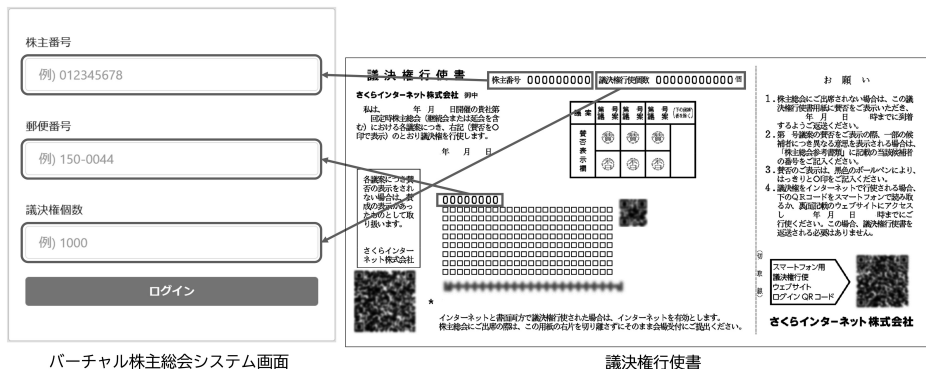
①以下のウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます。）にアクセスしてください。

本ウェブサイト接続先：<https://sokai.sakura.ad.jp/>

②本ウェブサイトにて利用規約をお読みいただき、ご同意いただいたうえで、本ウェブサイト上のリンクから、バーチャル株主総会システム（ライブ配信の視聴、議決権行使、ご質問の送信等をしていただけるシステムです。）に接続してください。

③バーチャル株主総会システムにおいて、同封の議決権行使書に記載されている株主番号、郵便番号及び議決権行使個数を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※郵送による事前の議決権行使をされる場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「議決権行使個数」を、必ずお手元にお控えください。



バーチャル株主総会システム画面

議決権行使書

※画像はサンプルです。実際の画面及び議決権行使書とは異なる場合があります。

## (2) 代理出席

バーチャル出席によるご出席は、株主様本人に限定させていただきます。

代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等のために従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。

## 3. 議決権の行使

### (1) バーチャル出席株主様の当日の議決権行使方法

上記2. (1)に従ってバーチャル株主総会システムにアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、以下の方法により議決権行使を行ってください。

- ①バーチャル株主総会システムにログインした状態で、画面の上部にある「決議」のタブをクリックしてください。
- ②議案ごとに賛成、反対、棄権のいずれかをご選択ください。
- ③すべての議案について賛否をご選択のうえ、「送信する」ボタンをクリックしてください。

※本総会当日、議決権を行使いただける時間の終了までは、何回でも送信いただけますが、複数回送信された場合は、最後に送信された内容が有効となります。



### バーチャル株主総会システム画面

※画像はサンプルです。実際の画面とは議案等の記載が異なります。

## (2) 事前の議決権行使とバーチャル株主総会システム上での議決権行使との関係

インターネット等又は郵送による事前の議決権行使（3～4頁に記載）と、上記（1）の方法によるバーチャル株主総会システム上の議決権行使との関係は、以下のとおりといたします。

- ①事前の議決権行使をしたうえで、バーチャル株主総会システム上でも議決権を行使（棄権を選択した場合を含みます。以下同じ。）した場合  
→バーチャル株主総会システム上での議決権行使が有効（事前の議決権行使は無効となります。）

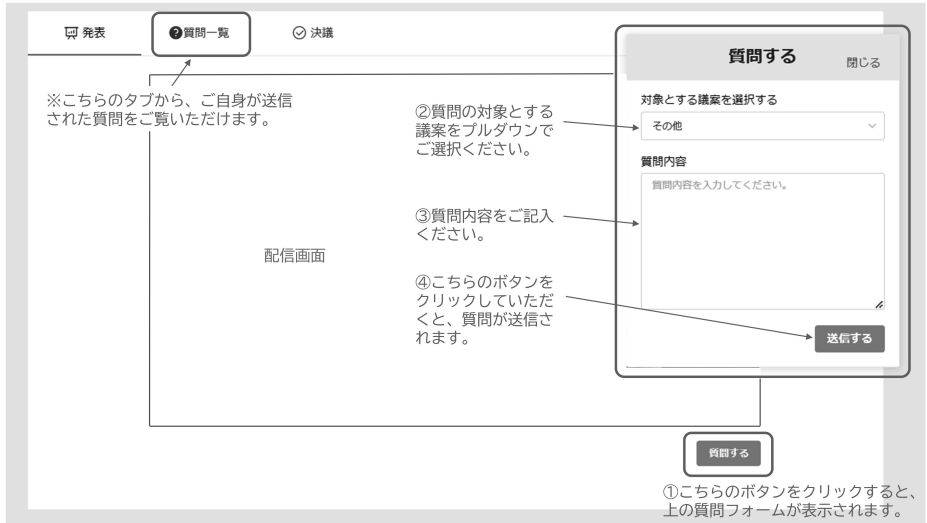
※ログインの時点では、事前の議決権行使は無効とはなりません。当日、バーチャル株主総会システム上での議決権行使につき、当社が受信を確認した時点で、事前の議決権行使が無効となります。

- ②事前の議決権行使をし、バーチャル株主総会システム上では議決権を行使しなかった場合  
→事前の議決権行使が有効
- ③事前の議決権行使をせず、バーチャル株主総会システム上でも議決権を行使しなかった場合  
→棄権

## 4. ご質問・動議

### (1) 当日のご質問

- ・バーチャル株主総会システム上での本総会当日のご質問は、お一人様1問まで（最大150文字まで）とさせていただきます。
- ・いただいたご質問のうち、本総会の目的事項との関連性の高いものや多くの株主様から関心があると思われるものを中心に回答させていただきます。議事進行の都合上、他の株主様からのご質問とまとめて回答させていただくことや、いただいたご質問の全てにはご回答できない場合がございます。なお、本総会の目的事項に関しないご質問等、内容によってはご回答いたしかねる場合がございます。
- ・ご質問方法
  - ①バーチャル株主総会システムの画面右下にある「質問する」ボタンをクリックすると、質問フォームが表示されます。
  - ②質問の対象とする議案をプルダウンよりご選択ください。
  - ③質問内容欄に質問内容をご入力ください。
  - ④「送信する」ボタンをクリックすると、質問が送信されます。※送信後、「質問一覧」タブをクリックいただくと、ご自身が送信された質問をご覧いただけます。



- ・ご質問の送信は、本総会開会直後から可能となります。



## (2) 動議

- ・動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。
- ・当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない事項について採決が必要になった場合、バーチャル出席株主様は採決にご参加いただけません。事前にインターネット等又は書面により議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、棄権として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- ・動議のご提出及び動議の採決へのご参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

## 5. 通信環境等についての注意事項

- ・バーチャル出席を選択いただいた場合には、ライブ配信の画像や音声の乱れ、又は一時断絶などの通信障害やシステム障害等（以下「障害等」といいます。）が発生する可能性がございます。

**本総会当日、障害等が発生し、復旧困難であることが判明した際には、事前の議決権行使及び会場出席株主様の議決権数で決議に必要な定足数が満たされていることが確認できた場合、議長の判断によりバーチャル出席を中止し、会場のみで議事を再開・進行させていただく可能性がございますことを予めご了承ください。**会場出席との取扱いの違い、障害等の可能性その他バーチャル出席を選択された場合に想定外の不利益が生じる可能性について、予めご了承いただき、懸念される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

**本総会当日、障害等が発生し復旧困難であることが判明した場合等には、当社ウェブサイト又は本ウェブサイトの情報に掲載いたします。**

- ・障害等により、バーチャル出席株主様に、万一、不利益等が発生した場合、当社としては責任を負いかねますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ・映像と音声は、本総会会場の進行から、数秒から数十秒遅れて配信されます。
- ・バーチャル株主総会システムにアクセスしていただくにあたっては、以下の環境でのご利用を推奨いたします。これら以外のご利用環境では動作確認を行っておりませんので、ご了承ください。

Google Chrome 最新版、Firefox 最新版、Safari 最新版

また、以上のご利用環境においても、株主様のデバイス、ネットワーク環境などによりご視聴いただけない場合がございますので、ご了承ください。

- ・ご視聴いただく際の通信料等は株主様のご負担となります。

- ・本総会の映像・音声データの複製、転載、第三者への提供及び公開での上映並びにログイン方法・ログイン情報の第三者への提供を禁止いたします。

<お問合せ先>

- ・ご不明点に関しましては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>
- ・当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、バーチャル株主総会 Sharely問合せ窓口までお問い合わせください。なお、株主様側のご視聴環境等の問題に起因すると思われる接続不良、画像・音声の遅延、その他の不具合等につきましてはサポートできかねますので、予めご了承ください。

**バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口**

**電話番号：03-6416-5287**

**受付時間：6月22日（水曜日）10:00～17:00**

**6月23日（木曜日）9:00～総会終了1時間後まで**

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、持ち直しの動きが続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられております。また、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスク、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況となっております。

当社グループの属するクラウド・インターネットインフラ市場は、デジタルトランスフォーメーションが進むなか、すべての企業で第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術)の利用が加速し、企業ITインフラのクラウドへの急速な移行やデータ量の爆発的な増加が予想されており、当社グループの属する市場は今後も拡大が継続すると見込んでおります。

こうした状況のもと、当社グループはシステムインテグレーションから開発、クラウド・インターネットインフラサービスの提供、保守、運用、お客様サポート等をグループ内においてワンストップで提供することで、お客様の「やりたいこと」の実現を支援することを目指しております。また、現在の45万件を超える顧客基盤と新たな顧客にとってのカスタマーサクセスの実現に注力することで、今後も高い市場成長が見込まれるクラウドサービスの拡大に注力しております。その結果、当連結会計年度の売上高は20,019,177千円(前連結会計年度比9.7%減)となりました。

営業利益につきましては、前期よりクラウドサービスへのリソース集中・最適化を行ってまいりましたが、売上高の減少等により、763,141千円(前連結会計年度比44.4%減)となりました。

経常利益につきましては、営業利益の減少などにより、649,431千円(前連結会計年度比40.9%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、経常利益の減少に加え、大阪本社移転に伴う減損損失等の計上などにより、275,451千円(前連結会計年度比63.7%減)となりました。

サービスカテゴリー別の状況は以下のとおりです。なお、当連結会計年度より、注力分野の変更に伴い、サービスカテゴリーの見直しを行っております。

#### ① クラウドサービス

さくらのクラウド、さくらのVPS、さくらのレンタルサーバが好調に推移したこと等から、クラウドサービスの売上高は10,963,769千円(前連結会計年度比9.7%増)となりました。

#### ② 物理基盤サービス

高火力コンピューティングサービス大口案件の契約期間満了や前期からの一定規模のサービス移行による影響等により、物理基盤サービスの売上高は4,497,495千円(前連結会計年度比27.4%減)となりました。

#### ③ その他サービス

政府衛星データ案件の満了や前年同期におけるグループ会社での大口機器販売、収益認識基準適用に伴い代理人取引と判定される商品売上の収益認識を総額から純額に変更した影響等により、その他サービスの売上高は4,557,912千円(前連結会計年度比23.7%減)となりました。

### サービス区分別の状況

サービス区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比(%)
	売上高(百万円)	売上高構成比率(%)	売上高(百万円)	売上高構成比率(%)	
クラウドサービス	9,995	45.1	10,963	54.8	+9.7
物理基盤サービス	6,198	28.0	4,497	22.5	△27.4
その他サービス	5,974	26.9	4,557	22.7	△23.7
合計	22,168	100.0	20,019	100.0	△9.7

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額（有形固定資産及びソフトウェアの受入ベースの数値。金額には消費税等は含んでおりません。）は、1,676,606千円であり、主に各データセンターの設備強化や機材調達等によるものです。

## (3) 資金調達の状況

設備投資等の所要資金は、リース、借入金及び自己資金によっております。

## (4) 対処すべき課題

デジタルトランスフォーメーション(DX)が進む中、当社グループは成長市場であるクラウド・インターネットインフラ市場において、総合的なクラウドソリューションを提供することで、カスタマーサクセスの実現を目指してまいります。これに向けて、当社グループは以下に取り組んでまいります。

① クラウドビジネスの強化

- ・クラウドインフラストラクチャー、クラウドアプリケーションなどの既存クラウドサービスにおける継続改善による価値向上
- ・パートナー・アライアンス施策、ガバメントクラウド施策、DX入門層やスタートアップ向け施策などを通じた、中長期での新たな成長領域の基盤づくり

② 注力領域への投資集中

- ・カスタマーサクセスの実現による中長期的な成長を可能とするための人材の確保、育成
- ・デジタルマーケティングや各種営業施策等への投資強化による顧客基盤のさらなる拡大

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

区 分	第 20 期 2019年3月期	第 21 期 2020年3月期	第 22 期 2021年3月期	第 23 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高(千円)	19,501,463	21,908,899	22,168,022	20,019,177
経 常 利 益(千円)	395,841	789,644	1,099,678	649,431
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	91,639	160,091	758,363	275,451
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2.44	4.39	20.79	7.55
総 資 産(千円)	31,158,936	28,787,225	27,975,406	28,396,327
純 資 産(千円)	7,344,144	7,424,308	8,113,694	8,449,929

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ゲヒルン株式会社	41,430 千円	100.0 %	ホスティング事業等
櫻花移動電信有限公司	750,000 香港ドル	100.0 %	電気通信事業、 コンサルティング事業
アイティーエム株式会社	75,000 千円	100.0 %	ハウジング事業、 ホスティング事業等
ビットスター株式会社	10,000 千円	60.0 %	インターネットサービス事業
プラナスソリューションズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	システムインテグレーション事業
IzumoBASE 株式会社	10,000 千円	100.0 %	ストレージソフトウェア製品の開発・販売事業

## (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社6社（ゲヒルン株式会社、櫻花移動電信有限公司、アイティーエム株式会社、ビットスター株式会社、プラナスソリューションズ株式会社、IzumoBASE株式会社）及び非連結子会社1社（株式会社Tellus）の計8社で構成されており、自社グループでデータセンターの運営とインターネットのバックボーンを構築し、それらを基にしたクラウド・インターネットインフラサービスを提供する事業を行っております。

当社グループが提供するサービスは、以下のとおりです。

### ① クラウドサービス

インターネット上で多彩なITインフラ構成を実現できるパブリッククラウドサービス（「さくらのクラウド」など）、サーバーを複数人で共同利用するスタンダードな共有ホスティングサービス（「さくらのレンタルサーバ」など）等のクラウドコンピューティングサービスを個人から法人、文教・公共分野まで、さまざまなお客様のニーズに合わせて提供しております。

### ② 物理基盤サービス

当社グループが運営するデータセンター内に、顧客所有の通信機器類を自由に設置できるスペースとインターネット接続に必要な回線や電源などを貸与するハウジングサービス、及びインターネット上で当社グループが所有する物理サーバーを専用で利用できるサービス（「さくらの専用サーバ」など）を提供しております。

### ③ その他

前述の主たる業務に付帯するサービスです。

## (8) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区梅田1丁目12番12号 東京建物梅田ビル11階
東京支社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
福岡オフィス	福岡市中央区赤坂一丁目12番15号 読売福岡ビル7階
堂島データセンター	大阪市北区
東新宿データセンター	東京都新宿区
西新宿データセンター	東京都新宿区
代官山データセンター	東京都渋谷区
石狩データセンター	北海道石狩市

### ② 子会社

名称	所在地
ゲヒルン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目3番6号 セーキビル7階
櫻花移動電信有限公司	SUITE 2408, 24/F LIPPO CTR TOWER 2, 89 QUEENSWAY HONG KONG
アイティーエム株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
ビットスター株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目5番地1 札幌大手町ビルB1F
プラスソリューションズ株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
IzumoBASE 株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階

## (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
710名	4名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。  
2. 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
544名	1名増	39.38歳	7.68年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
2. 従業員数には、契約社員、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,805,641千円
北海道	1,428,572千円
株式会社紀陽銀行	665,750千円
株式会社三井住友銀行	531,000千円
株式会社商工組合中央金庫	403,600千円
株式会社北洋銀行	379,043千円
株式会社横浜銀行	232,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社北海道銀行	100,272千円
株式会社日本政策投資銀行	68,640千円
株式会社日本政策金融公庫	30,000千円

## (11) 企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年10月1日付をもって、本社を大阪市北区梅田1丁目12番12号東京建物梅田ビル11階に移転しました。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 99,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 36,480,056株  
(自己株式1,140,644株を除く。)  
(3) 株主数 33,867名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
双 日 株 式 会 社	10,585,600	29.01
株 式 会 社 田 中 邦 裕 事 務 所	4,489,600	12.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,937,700	5.31
鷺 北 賢	1,096,000	3.00
田 中 邦 裕	1,006,400	2.75
萩 原 保 克	525,200	1.43
さくらインターネット従業員持株会	466,500	1.27
菅 博	465,700	1.27
株 式 会 社 S B I 証 券	318,021	0.87
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	260,300	0.71

(注) 当社は、自己株式1,140,644株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は、自己株式（1,140,644株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 邦 裕	内部監査室、さくらインターネット研究所及びES本部担当 最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所代表取締役社長 株式会社アイモバイル社外取締役 株式会社i-plugin社外取締役 BBSakura Networks株式会社社外取締役 株式会社ABEJA社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会理事 ユメノソラホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ソフトウェア協会筆頭副会長兼代表理事
取 締 役	川 田 正 貴	コーポレート本部担当 最高財務責任者 ES本部本部長 プラスソリューションズ株式会社監査役
取 締 役	伊 勢 幸 一	クラウド事業本部担当 株式会社フォーサイトウェブ取締役
取 締 役	前 田 章 博	社長室担当 ビットスター株式会社代表取締役
取 締 役	畑 下 裕 雄	株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長 株式会社コラボス監査役
取 締 役	猪 木 俊 宏	特定非営利活動法人コモンズフィア理事 サイバーボンド株式会社代表取締役 猪木法律事務所弁護士 ZETA株式会社社外監査役 株式会社アペルザ社外監査役 株式会社ハヤルカ社外監査役 株式会社Zeals社外監査役
取 締 役	廣 瀬 正 佳	
取 締 役	大 坂 祐 希 枝	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人カスタマーサクセス推進協会代表理事
取 締 役	遠 藤 友 美 絵	
常 勤 監 査 役	山 口 や よ い	山口会計事務所代表
監 査 役	梅 木 敏 行	オシリス株式会社取締役 明建工業株式会社代表取締役
監 査 役	長 谷 川 浩 之	長谷川公認会計士事務所代表 みのりパートナーズ株式会社代表取締役
監 査 役	広 瀬 智 之	

(注) 1. 取締役畑下裕雄氏、猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び遠藤友美絵氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役山口やよい氏並びに監査役梅木敏行氏、長谷川浩之氏及び広瀬智之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役野崎國弘氏は、2021年6月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 監査役杉尾忠彦氏は、2021年6月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
5. 取締役畑下裕雄氏、猪木俊宏氏及び大坂祐希枝氏、常勤監査役山口やよい氏並びに監査役長谷川浩之氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 常勤監査役山口やよい氏は、監査法人での勤務経験及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役長谷川浩之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役（畑下裕雄氏、猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び遠藤友美絵氏）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社は、当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び一部の従業員等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社及び当社の国内子会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会決議により決定しており、その概要は、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の業務分掌の内容、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定し、月例報酬として毎月一定の時期に一定の額の金銭報酬を支給する方針としております。なお、支給についての条件は特に定めておりません。また、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法は、代表取締役社長兼最高経営責任者が、業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、提案のうえ、取締役会が決定するものとしております。

当事業年度にかかる各取締役の報酬額は、取締役会において、代表取締役社長兼最高経営責任者の提案を受け、上記決定方針との整合性を含め審議を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、年額150,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）であり、2010年6月24日開催の第11回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）、その後、2018年6月26日開催の第19回定時株主総会において社外取締役分を30,000千円以内と決議いただいております。それぞれの定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）及び6名（うち社外取締役3名）です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2000年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を可能とする旨を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	102,600 (19,800)	102,600 (19,800)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,800 (17,400)	19,800 (17,400)	—	—	4 (3)

(注) 上記には、無報酬の取締役及び監査役は含めておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては18頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

### ② 社外取締役及び社外監査役の活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	畑 下 裕 雄	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席しております。 当社は畑下氏に対し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、畑下氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	猪 木 俊 宏	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席しております。 当社は猪木氏に対し、主に弁護士としての専門的な見地及び複数のベンチャー企業の取締役・監査役を務める幅広い視点から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、猪木氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	廣 瀬 正 佳	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席しております。 当社は廣瀬氏に対し、主に国内外の豊富なビジネス経験及び公共事業に代表される大規模プロジェクト等に関する幅広い知識をもって、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、廣瀬氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	大 坂 祐 希 枝	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席しております。 当社は大坂氏に対し、主にマーケティングに関する豊富な経験から、マーケティング戦略等を中心に、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、大坂氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	遠 藤 友 美 絵	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席しております。 当社は遠藤氏に対し、主にIR及びグローバル・ダイバーシティ推進に関する豊富な経験から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、遠藤氏は取締役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	山口やよい	<p>2021年6月の就任後に開催の取締役会には11回中11回、また監査役会には10回中10回出席しております。</p> <p>当社は山口氏に対し、主に監査法人での勤務経験及び米国公認会計士としての活動から、会計に関する専門的な知識・経験を有していることに加え、IT関連企業でのマネジメント経験やIT関連団体での監事の経験を有し、IT業界にも精通していることから、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、山口氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p>
社外監査役	梅木敏行	<p>当事業年度開催の取締役会には14回中14回、また監査役会には13回中13回出席しております。</p> <p>当社は梅木氏に対し、主に経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、梅木氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p>
社外監査役	長谷川浩之	<p>当事業年度開催の取締役会には14回中14回、また監査役会には13回中13回出席しております。</p> <p>当社は長谷川氏に対し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、長谷川氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p>
社外監査役	広瀬智之	<p>2021年6月の就任後に開催の取締役会には11回中11回、また監査役会には10回中10回出席しております。</p> <p>当社は広瀬氏に対し、主に幅広い分野のビジネスの推進経験及び複数の海外現地法人の経営経験を有しているため、そのグローバルで多様な視点から、当社の経営を適切に監督いただくことを期待しておりましたところ、広瀬氏は取締役会及び監査役会において、必要に応じ、当該見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p>

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 32,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について決議しており、その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの実施状況と問題点を把握及び是正する。
  - ・内部通報制度により、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ・取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・企業活動の持続的発展を阻害するリスクに対処するため、リスク管理規程を制定する。
  - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理の実施状況と問題点を把握及び是正する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・職務権限規程に基づき取締役会の職務権限を明確にし、その機能の重点を重要な経営事項へ特化する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ会社管理規程に基づき、当社は子会社より定期的に経営事項の報告を受ける。その内容は取締役会において共有され、必要に応じて課題及び経営方針の検討が行われる。
  - ・グループ会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の実施においては、事前に当社の承認を必要とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
  - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。



- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行させるとともに、当該業務に必要な権限を付与する。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、重大な法令・定款への違反行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項等について、当社の監査役に報告を行う。
  - ・ 当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査役は、取締役会及びその他重要な意思決定に係る会議に出席し、取締役との意見交換及び情報連携を行っている。
  - ・ 監査役は、内部統制及び内部監査状況の報告を担当部門より受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換及び情報連携を行い、必要に応じて顧問弁護士から助言を受けている。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - ・ 暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求へは毅然とした態度を取り、その活動を助長する行為を行わないことを徹底する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

### ① コンプライアンス及び損失の危険の管理に対する取組みの状況

平時及び緊急事態の発生時のリスク管理をより実効性の高いものとするため、リスク管理計画及び体制を見直すとともに、緊急時を想定した連絡テストを含む防災訓練を1回実施しました。また、当社の全使用人を対象とした全社教育を1回実施し、コンプライアンス意識の向上に取組みました。

### ② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社は、業務執行体制として執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。また、執行役員が取締役会へ出席することにより、取締役会での決議にあたり、より詳細で正確な業務情報の反映を可能としています。

### ③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

グループ会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、取締役会においては、子会社の経営状況が毎月当社役員へ共有されています。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しています。

### ④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、当社内部統制の状況を全社へ報告する内部統制委員会に出席するほか、四半期に一度、会計監査人より監査報告を受けています。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,776,159</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,309,298</b>
現金及び預金	5,452,592	買 掛 金	1,613,404
売 掛 金	2,700,190	短 期 借 入 金	1,451,000
商品及び製品	17,179	1年内返済予定の長期借入金	918,082
仕 掛 品	32,455	リ ー ス 債 務	1,196,356
貯 蔵 品	652,393	未 払 法 人 税 等	77,803
そ の 他	934,809	前 受 金	4,420,646
貸倒引当金	△13,460	賞 与 引 当 金	353,180
		役 員 賞 与 引 当 金	1,350
		そ の 他	1,277,474
<b>固 定 資 産</b>	<b>18,620,168</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,637,099</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>15,725,557</b>	長 期 借 入 金	3,475,436
建物及び構築物	7,457,911	リ ー ス 債 務	4,459,855
工具、器具及び備品	2,578,257	資 産 除 去 債 務	677,412
土 地	640,139	そ の 他	24,395
リ ー ス 資 産	5,049,248	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,946,398</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>426,342</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	426,342	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,313,203</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,468,267</b>	資 本 金	2,256,921
投資有価証券	514,835	資 本 剰 余 金	1,366,388
繰延税金資産	423,199	利 益 剰 余 金	5,289,923
そ の 他	1,536,196	自 己 株 式	△600,029
貸倒引当金	△5,964	その他の包括利益累計額	4,499
		その他有価証券評価差額金	30
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,396,327</b>	為替換算調整勘定	4,468
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>132,225</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,449,929</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>28,396,327</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,019,177
売上原価		15,311,108
売上総利益		4,708,068
販売費及び一般管理費		3,944,927
営業利益		763,141
営業外収益		
受取利息	513	
受取配当金	3,360	
持分法による投資利益	23,178	
貸倒引当金戻入額	1,080	
暗号資産売却益	37,710	
業務受託料	12,860	
受取出向料	20,205	
受取地代家賃	4,641	
その他の	7,444	
営業外費用		110,995
支払利息	171,050	
その他の	53,654	
経常利益		224,704
特別利益		649,431
固定資産売却益	12,840	12,840
特別損失		
固定資産売却損	3,120	
固定資産除却損	43,822	
減損損失	142,730	
本社移転損失	85,018	
その他の	1,031	
税金等調整前当期純利益		275,722
法人税、住民税及び事業税	94,698	386,549
法人税等調整額	△8,356	86,342
当期純利益		300,206
非支配株主に帰属する当期純利益		24,754
親会社株主に帰属する当期純利益		275,451

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,256,921	1,366,388	4,979,727	△600,029	8,003,006
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			144,184		144,184
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,256,921	1,366,388	5,123,912	△600,029	8,147,191
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△109,440		△109,440
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			275,451		275,451
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	166,011	-	166,011
当 期 末 残 高	2,256,921	1,366,388	5,289,923	△600,029	8,313,203

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△0	1,035	1,035	109,653	8,113,694
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△2,181	142,003
会計方針の変更を反映した当期首残高	△0	1,035	1,035	107,471	8,255,698
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△109,440
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益					275,451
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	31	3,433	3,464	24,754	28,219
当 期 変 動 額 合 計	31	3,433	3,464	24,754	194,230
当 期 末 残 高	30	4,468	4,499	132,225	8,449,929

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

さくらインターネット株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さくらインターネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,881,073</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,794,649</b>
現金及び預金	3,805,434	買掛金	627,646
売掛金	1,774,775	短期借入金	1,251,000
商品及び製品	17,179	1年内返済予定の長期借入金	848,132
仕掛品	32,455	リース債務	1,183,645
貯蔵品	537,296	未払金	601,333
前渡金	12,471	設備関係未払金	136,632
前払費用	472,318	未払費用	50,194
その他	240,391	未払法人税等	32,666
貸倒引当金	△11,249	前受金	3,424,386
<b>固定資産</b>	<b>18,321,877</b>	前受収益	731
<b>有形固定資産</b>	<b>15,723,151</b>	預り金	23,303
建築物	7,371,122	賞与引当金	320,483
構築物	61,438	資産除去債務	185,542
工具、器具及び備品	2,614,308	その他	108,950
土地	640,139	<b>固定負債</b>	<b>8,537,923</b>
リース資産	5,036,142	長期借入金	3,411,019
<b>無形固定資産</b>	<b>346,655</b>	リース債務	4,433,116
商標権	15,908	資産除去債務	669,487
ソフトウェア	312,442	その他	24,300
その他	18,305	<b>負債合計</b>	<b>17,332,572</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,252,070</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	199,661	<b>株主資本</b>	<b>7,870,347</b>
関係会社株式	661,644	資本金	2,256,921
その他の関係会社有価証券	57,257	資本剰余金	1,361,862
長期貸付金	100,000	資本準備金	1,361,862
長期前払費用	212,532	利益剰余金	4,851,592
繰延税金資産	343,914	利益準備金	43,548
その他	677,058	その他利益剰余金	4,808,044
		繰越利益剰余金	4,808,044
		<b>自己株式</b>	<b>△600,029</b>
		評価・換算差額等	30
		その他有価証券評価差額金	30
<b>資産合計</b>	<b>25,202,951</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,870,378</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,202,951</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,995,675
売上原価		13,274,372
売上総利益		3,721,303
販売費及び一般管理費		3,271,378
営業利益		449,924
営業外収益		
受取利息	681	
受取配当金	3,360	
貸倒引当金戻入額	1,558	
業務受託料	18,860	
受取出向料	33,137	
暗号資産売却益	37,710	
その他の	7,753	103,061
営業外費用		
支払利息	168,804	
その他	50,557	219,361
経常利益		333,624
特別利益		
固定資産売却益	12,840	12,840
特別損失		
固定資産除却損	42,260	
固定資産売却損	2,550	
減損	142,730	
本社移転損失	85,018	
その他	1,031	273,591
税引前当期純利益		72,872
法人税、住民税及び事業税	35,900	
法人税等調整額	8,478	44,378
当期純利益		28,494

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,256,921	1,361,862	1,361,862	43,548	4,707,576	4,751,125
会計方針の変更による累積的影響額					181,413	181,413
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,256,921	1,361,862	1,361,862	43,548	4,888,989	4,932,538
当期変動額						
剰余金の配当					△109,440	△109,440
当期純利益					28,494	28,494
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△80,945	△80,945
当期末残高	2,256,921	1,361,862	1,361,862	43,548	4,808,044	4,851,592

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△600,029	7,769,879	△0	△0	7,769,879
会計方針の変更による累積的影響額		181,413			181,413
会計方針の変更を反映した当期首残高	△600,029	7,951,292	△0	△0	7,951,292
当期変動額					
剰余金の配当		△109,440			△109,440
当期純利益		28,494			28,494
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			31	31	31
当期変動額合計	—	△80,945	31	31	△80,914
当期末残高	△600,029	7,870,347	30	30	7,870,378

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

さくらインターネット株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、さくらインターネット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

さくらインターネット株式会社 監査役会

常勤監査役	山口やよい	㊟
社外監査役	梅木敏行	㊟
社外監査役	長谷川浩之	㊟
社外監査役	広瀬智之	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき3円  
総額 109,440,168円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) いわゆるバーチャルオンリー株主総会

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、いわゆるバーチャルオンリー株主総会（物理的な会場を設けず、インターネット等の手段により出席いただく株主総会）の開催が可能となったことに伴い、今後の開催方式の選択肢を拡充するため、定款第12条第2項を追加するものであります。

本変更は、今後の株主総会をバーチャルオンリー型で行うことを直ちに意味するものではありません。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮しつつ、株主様の出席機会の拡大による株主総会の活性化、株主様との対面での対話機会の創出等の観点を踏まえより良い株主総会の実現に向けて、最適な開催方式を引き続き模索して参ります。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度

2022年9月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」により、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、所要の変更を行うものであります。電子提供制度の下では、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての定めは不要となるため定款第15条を変更し、新たに電子提供措置を採ることを規定いたします。

#### (3) 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、定款第21条を変更し、取締役の任期を2年から1年とするものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期) 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載または表示をす べき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用す る方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができ る。 (新設)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。 2. (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり) <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報につ いて、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 定款第12条第2項の新設は、産業競争 力強化法および経済産業省令・法務省令 で定めるところにより、当社が実施す る場所の定めのない株主総会が、経済産 業省令・法務省令で定める要件に該当す ることについて、経済産業大臣および法 務大臣の確認を受けた日または総会決議 を得た日のいずれか遅い日を効力発生日 とする。 2. 本附則は、効力発生日経過後、これを 削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第2条 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第3条 定款第21条の規定にかかわらず、2021年6月22日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 本附則は、2023年開催の定時株主総会終結の時をもって削除する。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役田中邦裕氏、川田正貴氏、伊勢幸一氏、前田章博氏、猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び遠藤友美絵氏は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田中邦裕 (1978年1月14日生)	1996年12月 さくらインターネット創業 1998年4月 株式会社インフォレスト設立 代表取締役 1999年8月 当社設立 代表取締役社長 2000年12月 当社代表取締役副社長 2004年6月 当社取締役最高執行責任者 2007年11月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 2008年6月 当社代表取締役社長（現任） 2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 代表取締役社長（現任） 2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング代表取締役兼最高経営責任者 2015年7月 当社最高経営責任者（現任） 2016年10月 株式会社アイモバイル社外取締役（現任） 2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング取締役 2019年6月 株式会社i-plug社外取締役（現任） 2019年8月 BBSakura Networks株式会社社外取締役（現任） 2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役（現任） 2021年4月 虎の穴ラボ株式会社社外取締役 2021年6月 特定非営利活動法人日本データセンター協会理事長（現任） 2021年7月 一般社団法人ソフトウェア協会筆頭副会長兼代表理事 2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2021年12月 株式会社Tellus代表取締役（現任） 2022年6月 一般社団法人関西経済同友会常任幹事（グローバルベンチャーエコシステム委員会委員長代行兼任） 一般社団法人ソフトウェア協会会長（現任）	5,496,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">た なか くに ひろ 田 中 邦 裕 (1978年1月14日生)</p> <p style="text-align: center;">※前頁続き</p>	<p>(担当)</p> <p>内部監査室、さくらインターネット研究所、ES本部 (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社田中邦裕事務所代表取締役社長 株式会社アイモバイル社外取締役 株式会社i-plug社外取締役 BBSakura Networks株式会社社外取締役 株式会社ABEJA社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会理事長 ユメノソラホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ソフトウェア協会会長</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>1999年に当社を設立して以来、当社の経営全般を統括しており、この経験と知見を活かして代表取締役社長の職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	5,496,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	かわ だ まさ たか 川 田 正 貴 (1971年8月5日生)	<p>1995年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）</p> <p>1997年12月 門井税務会計事務所</p> <p>2002年8月 山本守税理士事務所</p> <p>2004年4月 株式会社PPMビジネスサポート取締役</p> <p>2005年4月 当社入社</p> <p>2005年9月 シムデスクテクノロジーズ株式会社財務部長</p> <p>2006年11月 同社代表取締役</p> <p>2008年4月 当社入社 企画部副部長</p> <p>2008年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2009年10月 当社経理財務部部长</p> <p>2015年7月 当社最高財務責任者（現任）</p> <p>当社管理本部副本部長</p> <p>当社管理本部総務部部长</p> <p>2017年1月 当社管理本部本部長</p> <p>当社管理本部総務部部长</p> <p>当社管理本部人事部部长</p> <p>2018年5月 プラナスソリューションズ株式会社監査役（現任）</p> <p>2019年11月 アイティーエム株式会社取締役</p> <p>2020年7月 当社ES本部副本部長</p> <p>当社ES本部ES部部长</p> <p>2021年7月 当社ES本部本部長（現任）（担当）</p> <p>コーポレート本部 （重要な兼職の状況）</p> <p>プラナスソリューションズ株式会社監査役 （取締役候補者とした理由）</p> <p>銀行、会計事務所及びベンチャー経営等の経験を活かし、当社において財務責任者として適時適切な資金調達、財務報告等を実践しており、今後も当社が成長していくうえで必要な人材であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	い せ こう いち 伊 勢 幸 一 (1962年11月26日生)	1986年4月 日立設備エンジニアリング株式会社（現株 式会社日立パワーソリューションズ） 1989年5月 デジタルテクノロジー株式会社 1996年3月 株式会社スクウェア（現株式会社スクウェ ア・エニックス） 1997年4月 SQUARE USA INC. ホノルルスタジオ 出向 2002年1月 株式会社スクウェア（現株式会社スクウェ ア・エニックス） ネットワーク技術部部长 同社情報技術部副部长 2002年11月 同社ネットワークシステム部部长 2005年4月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株 式会社） 2005年9月 同社ネットワーク事業部執行役員 2007年5月 株式会社フォーサイトウェブ取締役（現 任） 2008年10月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株 式会社） 情報環境研究室室長 2012年1月 株式会社データホテル（現NHNテコラス 株式会社） 情報環境研究室室長 2014年9月 テコラス株式会社（現NHNテコラス株式 会社） 情報技術研究室室長 2016年6月 当社取締役（現任） 2020年7月 当社ES本部本部長 （担当） クラウド事業本部 （重要な兼職の状況） 株式会社フォーサイトウェブ取締役 （取締役候補者とした理由） ゲーム、インターネット企業において、ネットワークイン フラの統括を担うなど、インターネット業界での豊富 な経験・人脈を有しており、当社成長を加速させる戦略 を立案、遂行するべく、引き続き取締役として選任をお 願いするものです。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	まえ だ あき ひろ 前 田 章 博 (1981年9月18日生)	2000年 5 月 株式会社ルートルーム 2002年 5 月 ダットジャパン株式会社 2008年 3 月 ビットスター株式会社代表取締役 (現任) 2012年 3 月 クラウドネットワークス株式会社取締役 (現任) 2014年 3 月 株式会社ノースグリッド取締役 (現任) 2014年 5 月 MOKUZY株式会社代表取締役 2017年10月 当社執行役員 2017年11月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティン グ取締役 2018年 5 月 同社代表取締役 2019年 8 月 アイティーエム株式会社取締役 2020年 6 月 当社取締役 (現任) 2020年 7 月 当社社長室室長 (担当) 社長室 (重要な兼職の状況) ビットスター株式会社代表取締役 (取締役候補者とした理由) ビットスター株式会社をはじめとしたインターネット企 業における豊富な経営経験を有しており、当社及び当社 グループの一層の成長に寄与していただくべく、引き続 き取締役として選任をお願いするものです。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	い ぎ とし ひろ 猪 木 俊 宏 (1968年7月6日生)	<p>1998年4月 弁護士登録 三井安田法律事務所</p> <p>2004年12月 三井法律事務所</p> <p>2007年7月 特定非営利活動法人コモンズフィア理事 (現任)</p> <p>2009年9月 サイバーボンド株式会社設立 代表取締役 (現任) 株式会社コンテンツアンドシステムズ取締役</p> <p>2011年7月 猪木法律事務所開設 (現任)</p> <p>2013年2月 株式会社メルカリ社外監査役</p> <p>2014年10月 株式会社ゼロスタート (現ZETA株式会 社) 社外監査役 (現任)</p> <p>2016年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2016年10月 株式会社アペルザ社外監査役 (現任)</p> <p>2016年12月 システムサービス株式会社社外監査役</p> <p>2018年1月 株式会社ハヤルカ社外監査役 (現任)</p> <p>2020年11月 株式会社Zeals社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>特定非営利活動法人コモンズフィア理事 サイバーボンド株式会社代表取締役 猪木法律事務所弁護士 ZETA株式会社社外監査役 株式会社アペルザ社外監査役 株式会社ハヤルカ社外監査役 株式会社Zeals社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>弁護士としての専門的な知識・経験に加え、複数のベンチャー企業の監査役や取締役を務めるなど多角的な視点を有していることから、当社の経営を適切に監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	0株



候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	ひろ せ まさ よし 廣 瀬 正 佳 (1968年6月15日生)	<p>1992年 4 月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社)</p> <p>2008年 4 月 双日オートモーティブエンジニアリング株式会社 (現双日マシナリー株式会社) 出向</p> <p>2009年 4 月 双日欧州会社デュッセルドルフ支店</p> <p>2014年 9 月 双日株式会社電力・環境インフラ事業部交通プロジェクト課課長</p> <p>2016年 4 月 同社交通・社会インフラ事業部副部長</p> <p>2018年 4 月 同社エネルギー・社会インフラ本部社会インフラ開発室室長</p> <p>2018年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年11月 edotco Investments Singapore Pte. Ltd. Director edotco Myanmar Limited Director</p> <p>2020年 9 月 Pacific Nuclear Transport Limited Director</p> <p>2021年 4 月 双日株式会社インフラ・ヘルスケア本部社会インフラ開発事業部部長</p> <p>2022年 4 月 同社インフラ・ヘルスケア本部ヘルスケア事業部部長 (現任)</p> <p>Sojitz Healthcare Australia PTY LTD Director (現任)</p> <p>PLENARY HEALTH (NFH) PTY LTD Director (現任)</p> <p>PLENARY HEALTH (NFH) HOLDINGS PTY LTD Director (現任)</p> <p>Sojitz Hospital PPP Investment B.V. Director (現任)</p> <p>Sojitz FM Investment B.V. Director (現任)</p> <p>Istanbul PPP Saglik Yatirim A.S. Director (現任)</p> <p>RSM Isletme Hizmetleri Danismanligi A.S. Director (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>国内外の豊富なビジネス経験と、公共事業に代表される大規模プロジェクト等に関する幅広い知識を活かして当社の経営を適切に監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
7	おお びさ か ゆ き え 大坂 祐 希 枝 (1956年3月15日生)	1978年4月 株式会社日本短波放送（現株式会社日経ラ ジオ社） 1994年9月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 1997年9月 日本衛星放送株式会社（現株式会社 WOWOW） 2009年7月 株式会社WOWOWカスタマーリレーション局長 2012年3月 同社マーケティング局長 2014年7月 株式会社WOWOWコミュニケーションズ取締役 2016年2月 マーケティングコンサルタント（現任） 2016年5月 株式会社明光ネットワークジャパン 2018年11月 同社取締役 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2021年6月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社 外取締役（現任） 2021年11月 一般社団法人カスタマーサクセス推進協会 代表理事（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人カスタマーサクセス推進協会代表理事 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 事業会社のマーケティング部門での実務経験及びマーケ ティングコンサルタントとしての活動から、豊富な経験 と知見を有しており、マーケティング戦略等を中心に当 社の経営に関して独立した客観的な立場から監督・助言 をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選 任をお願いするものです。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	※ あら かわ とも み 荒川朋美 (1961年9月16日生)	<p>1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社</p> <p>2005年5月 レノボ・ジャパン株式会社 (現レノボ・ジャパン合同会社) 執行役員ブランドアンドマーケティング事業部長</p> <p>2007年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社理事製品事業部システムx事業部長</p> <p>2014年4月 同社取締役兼執行役員デジタルセールス事業部長</p> <p>2015年7月 同社取締役兼チーフ・デジタル・オフィサー兼執行役員デジタルセールス事業部長</p> <p>2021年10月 双日株式会社顧問</p> <p>2021年12月 同社執行役員兼チーフ・デジタル・オフィサー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>双日株式会社執行役員兼チーフ・デジタル・オフィサー</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>IT業界における豊富な経験並びに日本アイ・ビー・エム株式会社及び双日株式会社におけるチーフ・デジタル・オフィサーとしての経験を有しており、その経験と知見を活かして、DXプラットフォームを目指す当社の経営に適切な監督・助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。前田章博氏は、当社の連結子会社であるビットスター株式会社の代表取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があるとともに、当社と以下の事業において競業関係にあります。
- ・サーバ及び周辺機器の設置並びにそれらの管理業務
  - ・インターネットを利用した各種情報提供サービス
  - ・電気通信事業法に基づく電気通信事業
  - ・インターネットに関わるコンサルティング
  - ・コンピュータソフトウェアの企画、開発及びそれらの販売
  - ・コンピュータ及びその周辺機器の製作、販売並びにそれらの保守業務
3. 猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏、大坂祐希枝氏及び荒川朋美氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、猪木俊宏氏及び大坂祐希枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において両氏が選任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏及び大坂祐希枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となり、本総会において各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、荒川朋美氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の19頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。
6. 猪木俊宏氏、廣瀬正佳氏及び大坂祐希枝氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、猪木俊宏氏が6年、廣瀬正佳氏が4年、大坂祐希枝氏が2年であります。
7. 田中邦裕氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社田中邦裕事務所が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

本マトリックス図は、各取締役・監査役が有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

氏名	企業経営	法務・コンプライアンス	財務・会計	エンジニアリング/テクノロジー	CS・マーケティング	グローバル
田中邦裕	○			○		
川田正貴	○		○			
伊勢幸一				○		
前田章博	○			○		
畑下裕雄	○		○			
猪木俊宏	○	○				
廣瀬正佳					○	○
大坂祐希枝					○	
荒川朋美				○	○	○
山口やよい	○		○			○
梅木敏行	○			○		
長谷川浩之	○		○			○
広瀬智之	○					○

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月24日開催の当社第11回定時株主総会及び2018年6月26日開催の当社第19回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また2006年6月27日開催の当社第7回定時株主総会において、当社の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額を上記取締役の報酬額とは別枠で年額20,000千円以内とする旨ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議により決定しており、その概要は事業報告19頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう本総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

#### 記

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、本譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

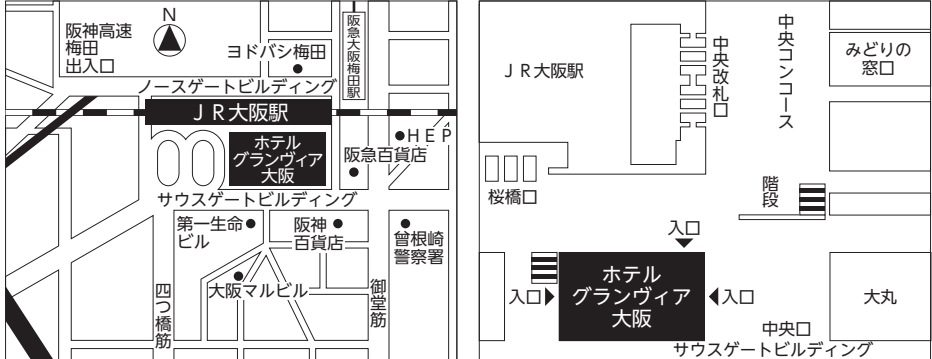
### (ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰  
TEL (06)6344-1235



- JR大阪駅（中央口）より徒歩すぐ
- 地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩7分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして

#### 【当社の対応】

- ・代表取締役を除く取締役及び監査役は、インターネット会議システムを利用して遠隔地より出席させていただきます。
- ・本総会は、インターネット等の手段を用いたバーチャル出席の方法によりご出席いただくことができます。詳細は5～10頁のご案内をご確認ください。
- ・事業説明会は実施いたしません。
- ・会場には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・当社役職員は、マスクや手袋等を着用の上で対応させていただきます。
- ・**ご来場株主様へのお土産の配布はございません。**

#### 【株主様へのお願い】

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・インターネット等若しくは郵送による事前の議決権行使又はバーチャル出席をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。